

2016年10月9日

報道各位

ニューホライズン キャピタル株式会社

一部報道に修正を申し入れ

10月8日付一部報道機関の報道において、「ニューホライズンがさが美の買収を提案しながら、TOBの着手に必要な関東財務局への届け出をしていないため、ユニー・ファミマは「正式な申し入れを受けていない」との姿勢だ」との記載がありますが、誤解を招く不適当な表現であるので、以下の通り修正を申し入れました。

当社の見解：

本件は、9月27日付プレスリリースで当初から明らかな通り、ユニー・ファミリーマートHD、及び、被買収会社であるさが美（以下、「両社」）の取締役会に対して、現在進行中のAG2号投資事業有限責任組合（以下、「AG」）によるTOBよりも好条件な提案を正式に申し入れたものであり、両社の同意があり必要な諸契約が結ばれる見込みであることを前提として、関東財務局に届けるものであります。

しかしながら、10月6日付プレスリリースで明らかにしたように、当社としては契約書類等の準備は調い、両社にそのドラフトを提示しているものの、いずれからも、現在まで何らの回答も戴いておりません。したがって、被買収会社の賛同を前提とする友好的TOBを提案している以上、現状で当社が関東財務局に届け出をすることは不可能であり、その責任はひとえに両社の対応にあります。

言うまでもなく、当社は、両社の取締役会に対して「正式に」申し入れをしているのであり、当社の対抗的公開買付の届出の有無にかかわらず、両社の取締役は、当該提案に対して、それぞれの株主に対する善管注意義務の観点から当社の提案の内容及びAG案への賛同表明の撤回の是非を真摯に検討し、回答をする義務を負っているのですから、速やかに検討結果とその理由を明らかにすべきです。

当社は、両社やその主取引銀行等の利害関係者の利益から完全に独立したファンドを用いるなど、両社株主の疑念を持たれるようなことのないよう配慮した上で、今回はもちろん、それ以前から一貫して具体的かつ友好的な申し入れを行なっているものです。

一方、さが美の10月3日付プレスリリースの内容についての当社の見解については、既に10月7日付で当社のプレスリリースにて明らかにした通りであり、必要があれば、さが美の同意を前提に、当社見解を裏付ける昨年の両社宛の提案書等の諸情報を開示する用意があります。また、両社の同意を前提に、当社が9月23日付で両社取締役会に提出しました「株式会社さが美の普通株式及び同社向け貸付債権の譲受けに関する申入書」及び9月30日付で提出しました「株式会社さが美の普通株式及び貸付債権の譲受けに関する申入書の改訂について」（一株当たりの買付価格を70円から90円に引き上げ）を開示する用意があります。

本件に関する問い合わせ先：

NHC 広報担当（IFC）竹江、連絡先 03-5532-8921 h-takee@ifcpr.co.jp